平成28年４月１日　国土交通省　新しいタ

クシーのあり方検討会報告　参考資料より

タクシー事業者による各種の取組み事例集

　本資料は、国交省の「新しいタクシーのあり方検討会」が４月１日に公表した「タクシー革新プラン2016～選ばれるタクシー～」と題する最終報告の参考資料「タクシー事業者による各種の取組み事例集」のなかから、地方での乗合タクシー受託例を中心に抜粋したものです。資料全文・事例の詳細は、同省ホームページに掲載されています。(編集：自交総連)

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_tk3\_000067.html

乗合・デマンドタクシーなど自治体と事業者の共同の取組み例

【注】局は運輸局

　　　市町村名の下は人口（2015年調査時）

　　　取組名の下は利用料金、運行車両（Ｓ＝セダン、Ｊ＝ジャンボタクシー）

〇タクシー事業者の先進的取組事例

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 局 | 都道府県 | 取　組　名 | 概　　　要 |
| 21 | 中  国 | 島根県  津和野町  8427人 | 上下分離方式によるタクシー交通の確保  ・Ｓ５台 | ・津和野町では、タクシー事業撤退まで限られた期間しかない中で、国、県など関係者と対応策について迅速に検討。津和野町の第３セクターである「㈱津和野」が車両（ハイブリッド）や事務所棟の資産を保有し、これらの貸与を受けて新たな事業者がタクシー事業を行う上下分離方式を導入。運行事業者については、「㈱津和野」が公募を行った結果、第一タクシー㈱を選定。平成27年４月から愛称「koikoiタクシー」として運行が開始され、地域住民や観光客の移動手段が確保されることとなった。 |

〇タクシー事業者による乗合タクシーの受託事例

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 局 | 都道府県 | 取　組　名 | 概　　　要 |
| 47 | 北  海  道 | 北海道  東川町  7859人 | 東川町乗合タクシーの運行支援  ・均一運賃150円  ・Ｓ６、Ｊ１台 | ・事業者が運行経費を事前算定し、自治体は運行経費の一部を交付金として負担（事業者の経営体力を考慮し、四半期に分けて支払っている。）している。  ・運行管理システムを独自で安価（約30万円）に構築し、予約者及び運行実績管理に活用している。 |
| 48 | 東  北 | 青森県  大鰐町  1万0978人 | 大鰐町「スネカラバス」の運行  ・均一運賃大人200、小人100円  ・Ｊ３台 | ・運行に関する走行空間の整備は、自治体の負担で実施している。  ・運行委託料を年額で決定し月割りで支払いを行う。  ・回数券等の売り上げを委託料より差引き残額分を事業者へ支払う形とする。 |
| 49 | 東  北 | 宮城県  塩竃市  5万6490人 | しおナビ仮設住宅特別便  伊保石お～らいタクシーの運行  ・均一運賃100円  ・Ｓ16台 | ・事前に委託料の算出を行い、計画通りに運行した場合、実績が想定と大幅に乖離しない限り、実際の費用にかかわらず算出額を支払うこととしている。  ・また、事前の算出では赤字補てんをする形で計算しているため、運賃収入も事業者の取り分としている。 |
| 50 | 東  北 | 秋田県  羽後市  1万6792人 | 「うご乗合タクシー」の運行  ・距離により200～600円  ・Ｓ４、Ｊ２台 | ・補助額は運行単価に実運行便数に乗じた額から料金収入を差し引いた額とし、小型タクシーの計画運行便数の稼働率が４割を下回った場合は、４割相当額を最低保障経費として支払うこととしている。 |
| 51 | 東  北 | 山形県  三川町  7731人 | 「デマンドタクシーでんでん号」の支援  ・均一料金300円  ・Ｓ３台 | ・１日あたり６台の運行とし、それに単価1245円を乗じて、額に年間の運行日数を乗じた額を事業収支にかかわらず支払っている。  ・利用者は一人あたり300円を事業者に支払っている。 |
| 52 | 東  北 | 福島県  福島市  29万2590人 | 松川下川崎乗合タクシー「あけび号」の運行  ・ゾーン制運賃100円  ・Ｓ１、Ｊ１台 | ・黒字が生じた場合においては全て事業者の収入としている。 |
| 53 | 関  東 | 栃木県  茂木町  1万5018人 | 茂木町デマンドタクシー「めぐるくん」の支援  ・均一料金300円  ・Ｓ２、Ｊ２台 | ・事業者インセンティブとして、１日100人を超える輸送を行った場合に、101人目から利用者一人あたり100円を事業者に対して支払っている。 |
| 54 | 関  東 | 千葉県  柏市  40万4012人 | 予約型相乗りタクシー｢カシワニクル｣  ・均一運賃300又は500円  ・Ｓ２台 | ・利用者１人あたりにつき1010円の委託料を支払っている。 |
| 55 | 北  陸  信  越 | 新潟県  燕市、  弥彦村  8万2248人  8493人 | 交通不便地域を解消するデマンド交通「おでかけきららん号」の拡充  ・大人300、小学生100円  ・Ｓ６台 | ・燕市と弥彦村で形成する定住自立圏構想の取り組みの一環として、先に燕市で運行していた燕市デマンド交通を平成27年７月より弥彦村までエリアを拡大し、両市村において住民の生活交通手段の確保を実現した。 |
| 56 | 北  陸  信  越 | 新潟県  村上市  6万6427人 | 交通空白地域を解消する「通院対応のりあいタクシー」の運行  ・対距離運賃  ・Ｓ１、Ｊ１台 | ・前年度の運行所要時間実績を踏まえて、運行委託金額の設定を行うことで、時間制運賃での運行時とくらべて、運行費用を大幅に削減し、収支率の向上を実現した。  ・運行費用の算出にあたっては、算出方法を自治体と交通事業者が協議して行っている。 |
| 57 | 北  陸  信  越 | 新潟県  三条市  10万2292人 | 市内全域で運行するデマンド交通「ひめさゆり」の運行  ・対距離運賃  ・Ｓ125、Ｊ10台 | ・乗合タクシーの１運行あたりの乗車人数が多いほど、自治体から運行事業者に支払われる金額が増える算定基準を設けており、１運行あたり乗車人数を増やすインセンティブを働かせて、効率的な運行を実現。 |
| 【背景と経緯】  ・三条市の公共交通の抜本的な見直しをめざすため、平成19年度に三条市地域公共交通協議会を設置し、「三条市地域公共交通総合連携計画」を策定。  ・平成20年10月から２年間、市内２地区でデマンド交通の運行実験を行い、三 | | | |
|  | 条市の公共交通の将来像を検討した。  ・運行実験を踏まえ、鉄道や路線バス、コミュニティバス運行の他、すべての市民が公共交通を利用できるよう、三条市全域で利用できるデマンド乗合タクシーを導入した。  ・運行サービスの向上と持続性を確保するため、自治体による従来の運行経費負担や運賃設定ではなく、交通事業者や利用者が乗合利用するインセンティブが働く仕組みとして、乗車人数によって自治体から支払われる金額が上がり、利用者の運賃が安価となる基準を導入した。  【運行状況】  ・平日350便運行、8:00～18:00、年間10万1974人利用（Ｈ24年）  【仕組み・制度】  ・１運行あたりの走行距離と乗車人数に応じた事業者収入金額を定め、運行実績に基づき自治体から運行費用を払う（例、２km未満：１人乗車700円、２人乗車800円、３人乗車1100円…）  ・支払い金額は、事業者収入金額と運賃収入の差額としている。  ・黒字分は交通事業者の取り分となる。１運行あたりの乗車人数が多くなれば黒字が発生する。  【取組の効果】  ・Ｈ22年度310人／日→23年度371人／日→24年度415人／日と増加傾向にあり、特に高齢者にとっては無くてはならない公共交通となっている。  ・高齢者の外出機会が増えるとともに、家族送迎負担の軽減に繋がった。  ・自治体は、公共交通マップを発行するなど利用促進に取り組んでいる。  ・事業者は、地域の公共交通を支えるという責任を自覚して運行している。  　質の高いサービスを提供するため、乗務員のマナー研修などを実施。 | | | |
| 58 | 北  陸  信  越 | 富山県  射水市  9万3588人 | 交通空白地域を解消する「デマンドタクシー」の運行  ・均一運賃300円  ・Ｓ２、Ｊ１台 | ・運賃収入は事業者の収入とし、交通事業者のインセンティブとしている。 |
| 59 | 北  陸  信  越 | 石川県  加賀市  7万1887人 | 地域の乗合タクシー運行協議会が運行する「のりあい  号」の運行  ・均一運賃500円  ・Ｓ２、Ｊ１台 | ・地域で組織する「乗合タクシー運行協議会」がタクシー事業者に委託しているが、市では赤字３／４の補助に加え、収支率１％につき１万円を「育成補助金」として交付している。  ・黒字分は全て運行協議会の収入として、利便性の向上（ダイヤの充実）や広報等に活用している。 |
| 60 | 北  陸  信  越 | 石川県  能登町  1万9565人 | 山間部を中心に町内全域をカバーする「予約制乗合タクシー」の運行  ・１人乗車1500、２人以上乗車1200円  ・Ｓ４、Ｊ１台 | ・乗合タクシーの乗車料金を、複数人乗車は現状のまま据え置き、１人乗車の場合は距離別の３段階として、複数人への誘導を図っている。 |
| 61 | 中  部 | 三重県  熊野市  1万8008人 | デマンド型タクシーと周遊バスの共同使用による取組について  ・平日１乗車300、休日観光向け１日200円  ・５台 | ・同一のタクシー型車両で平日は市街地乗合タクシー、休日は市街地周遊バスとしての共同使用と、乗合タクシーの目的地を限定することにより運行経費の削減を図った。 |
| 62 | 中  部 | 静岡県  富士宮市  13万2001人 | 公共交通のセーフティーネット「宮タク」について  ・ゾーン運賃300～500円  ・Ｓ36台 | ・デマンド型交通（宮タク）を、バスとタクシーの中間的な交通体系（第三の交通システム）として位置づけ、市域全体における地域公共交通のセーフティ・ネットとして機能させている。 |
| 63 | 近  畿 | 兵庫県  西宮市  生瀬地区  8800人 | 西宮市生瀬地区における住民が主体になって乗合タクシーを走らせた！！  ・大人300、小学生200  　円  ・Ｊ１台 | ・地域が主体となり、コミュニティバスが運行開始  ・機関誌（ぐるっと生瀬でＧＯ）を２ヶ月毎に発行  ・時刻表等に広告を掲載し、運行収入を確保 |
| 64 | 中  国 | 島根県  浜田市  5万6803人 | 交通空白地域での「浜田市予約型乗合タクシー」  ・均一運賃300円  ・Ｊを使用 | ・予約型乗合タクシーは、入札方式により交通事業者を決定、複数年契約。 |
| 65 | 中  国 | 岡山県  倉敷市  47万5513人 | 地域の主体性によるコミュニティタクシー  ・300～500円  ・Ｓ又はＪを使用 | ・地域が主体となって運行、市はこれを支援（運行費等補助、助言･調整）。  ・利用者数が前年度を上回った場合、上回った人数×100 円を補助額に上乗せ、運行稼働率が50％未満の場合は地域負担を割増している。 |
| 66 | 中  国 | 岡山県  総社市  6万7943人 | 総社市新生活交通「雪舟くん」の運行  ・300円均一(減免有)  ・Ｊ９台 | ・事前算定の委託額に、利用者一人当たり100円を上乗せ。  ・利用者には、1回乗車につき50円のタクシー券を配布。 |
| 67 | 中  国 | 岡山県  高梁市  3万4963人 | 市とタクシー事業者の連携による「ふれあいタクシー」の運行  ・川上400円  備中300～700円  ・川上Ｊ２台  備中Ｊ２台 | ・事前に運行経費を積算した上で、入札により運行事業者を決定。  ・運賃収入は事業者の収入、事業者はドライバー給与に運賃収入を上乗せ。  （旧川上郡の川上ふれあいタクシーと備中ふれあいタクシーを運行） |
| 68 | 中  国 | 広島県  安芸太田町  7255人 | 地元タクシー事業者への委託による「あなたく」の運行  ・200円均一（一部500円）  ・Ｊ８台 | ・委託料を固定額として、運賃収入は事業者収入としている。  ・各交通事業者が、本来のタクシー事業エリアを担当しており、地域住民の事業者に対する信頼度向上等に寄与。  ・中山間地域ではタクシー事業が安定しないため、委託料固定化が交通事業者の経営安定に貢献。 |
| 69 | 中  国 | 広島県  三次市  5万6605人 | 商工会が運営する「ふれあいタクシーみらさか」の支援  ・300円均一  ・Ｊ２台 | ・商工会が運営主体となり、タクシー事業者（商工会員）に運行委託。  ・市は、固定額の運行経費を商工会に補助。20人／日を超えた部分の運賃収入は商工会の増収。 |
| 70 | 中  国 | 広島県  北広島町  1万9969人 | 事業者が自主運行する「ホープタクシー」の支援  ・500円均一  ・Ｊ２、小型バス７台 | ・ホープタクシー運行事業者の自主運行に対して、町が３年を一区切りとした定額補助。利益があった場合、事業者の収入となる。 |
| 71 | 中  国 | 広島県  世羅町  1万7549人 | 商工会が運営する「せらまちタクシー」の支援  ・300円均一  ・Ｓ３、Ｊ４台 | ・商工会が運営主体となり、タクシー事業者（商工会員）に運行委託。  ・町は商工会に、欠損額及び事務委託料（利用者数×30円）を補助金として支出。 |
| 72 | 中  国 | 山口県  周南市  14万9487人 | 運賃収入の目標額を設定した鹿野地域乗合タクシー「ふれあい号」の運行委託  ・300円均一  ・Ｓ１、Ｊ１台 | ・委託額は事前算定であり、運行経費から運賃目標額（前年度の運賃収入実績額）を差し引いた額を委託額としてタクシー事業者に運行委託、運賃収入が目標額を上回った場合は事業者の収益となる。 |
| 73 | 四  国 | 高知県  南国市  ４万8298人 | 自家用有償旅客運送（市町村交通空白）と乗合タクシー（区域運行）の双方実施・比較検討  ・自家用有償バス１台、乗合タク４台 | ・高知県の南国市地域公共交通会議において、白木谷・八京地区における移動手段確保を自家用有償旅客運送と乗合タクシー双方を実施し比較検討した。 |
| 74 | 四  国 | 徳島県  徳島市  約26万人 | 住民主導によるコミュニティバス運行  ・バス１台 | ・行政に頼らず地域住民が主体となって協議会を立ち上げ、コミバス運行に向けた取組を推進 |
| 75 | 四  国 | 愛媛県  内子町  1万8045人 | デマンドバスの利用者数に応じた運行委託料の上乗せ  ・対距離運賃  ・Ｓ３、Ｊ４台 | ・委託料の算定については、固定部分（①運行回数、②運休回数、③内子地区から小田地区までの回送回数で積算）に加え、利用者１人あたりに対応したペイバックを行い、事業者にとってのインセンティブを付与。 |
| 76 | 四  国 | 香川県  坂出市  5万2950人 | 市内の公共交通空白地をなくす取組  ・10台 | ・市内の空白地に、乗合デマンドタクシーを運行。市街地部分に循環バスを運行。残っていた空白地も乗合デマンドタクシーを運行し空白地を解消した。 |
| 77 | 九  州 | 福岡県  北九州市  97万6846人 | 大蔵地区おでかけ交通への支援  ・均一運賃200円  ・Ｊ１台 | ・地域の取り組みの成果が助成額に反映されるように、「収支率」が高い場合に助成額が高くなる仕組みを導入している。  ・地元、交通事業者、市の間で、３年間又は５年間の運行協定を締結している。 |
| 78 | 九  州 | 大分県  大分市  富士見が丘団地  7500人 | 富士見が丘団地「おでかけ交通」  ・均一運賃200円  ・６台 | ・移動手段の確保が困難となった住民の外出促進と団地内を運行するバスの利用促進を図るため、団地内の主要バス停に接続する乗合タクシーを運行し、自宅から団地外の目的地までを繋ぐ交通ネットワークを構築。 |
| 79 | 九  州 | 熊本県  水俣市  2万6978人 | 空白地を運行する「水俣市乗合タクシー」への支援  ・区間制運賃150、300、500円  ・ＪとＳを使用 | ・公共交通空白地に乗合タクシーを導入し、３社のタクシー会社による週替わり共同運行を実施している。  ・乗合タクシーの運行に係る停留所及び転回所の整備、時刻表の作成を自治体が実施している。 |
| 80 | 九  州 | 鹿児島県  西之表市  1万6951円 | どんがタクシーへの支援  ・均一運賃300円  ・Ｊ５台 | ・交通事業者にとっては、一定条件を満たせば事業収支にかかわらず定額委託額となる契約を締結している。  ・市と事業者の間で、取り組み内容の改善に向けた協議を実施している。 |

〇自家用有償運送におけるタクシー事業者の受託事例

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 局 | 都道府県 | 取　組　名 | 概　　　要 |
| 81 | 中  国 | 岡山県  備前市  3万6525人 | 市全域における乗合バス撤退への対応について  ・運行８路線、  運転者31人 | ・市全域における大規模な乗合バス撤退に対し、限られた期間内に自治体が中心となって自家用有償旅客運送による代替手段を確保したことで、利用者利便の低下を回避した。 |
| 82 | 四  国 | 香川県  三木町  2万7845人 | 町内の公共交通空白地をなくする取組  ・運行３路線、  運転者２人 | ・平成11年にバス路線が廃止となり大部分が公共交通空白地となっていた。住民アンケートを実施し、平成17年からコミュニティバスの運行を開始。  ・平成24年12月から山間部を２つに分けコミュニティバスの実証実験を経て、平成25年10月より本格運行を実施。 |

編集：自交総連

〒110-0003　東京都台東区根岸2-18-2-201

Tel:03-3875-8071 Mail:info@jikosoren.jp